

< 墨田区 令和 8 年度補助限度額表 >

令和 8 年 1 0 月 1 日時点

対象：【私学助成園】あさひ幼稚園・江東学園幼稚園・墨田幼稚園・本所白百合幼稚園

世帯の階層区分	第 1 子 月額限度額	第 2 子 月額限度額	第 3 子以降 月額限度額
A 生活保護世帯、区市町村民税の所得割が非課税の世帯でひとり親世帯等	44,200 円	44,200 円	44,200 円
B 区市町村民税の所得割が非課税の世帯、区市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯でひとり親世帯等	41,200 円	44,200 円	44,200 円
C 区市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	35,300 円	39,100 円	44,200 円
D 区市町村民税の所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	35,300 円	35,400 円	43,600 円
E 区市町村民税の所得割課税額が 211,201 円以上 256,300 円以下の世帯	35,300 円	35,300 円	43,000 円
F 区市町村民税の所得割課税額が 256,301 円以上の世帯	35,300 円	35,300 円	38,000 円

- ※ 上記の表の金額は、代理受領分（月額 35,300 円）を含む金額になります。
- ※ 令和 8 年度の場合、4 月～8 月分の補助金額は令和 7 年度の区市町村民税の額、9 月～3 月分の補助金額は令和 8 年度の区市町村民税の額をもとに算出します。
- ※ 補助金は 4 月を除き、毎月 1 日を対象基準日としています。
- ※ 補助金は、保護者が幼稚園に納めた入園料・保育料・その他納付金（園則に全園児を対象に毎年度徴収するものとして定められた費用）の範囲内で支給されます。納めた入園料・保育料・その他納付金の合計額が補助額を下回る場合は、保護者が実際に負担した額が補助額となります。
- ※ 多子世帯(子どもが 2 人以上の世帯)について、生計が同一の子どもを対象としますので、同居していない場合は、税の扶養等、生計が同一であることを子ども施設課保育給付担当までご連絡ください。
- ※ 園児の属する世帯で、2 人以上（祖父・祖母を含む）所得がある場合は、園児との続柄・扶養関係・生活実態等により税額を合算します。生計の中心者が単身赴任等により園児と別世帯の場合は、税の確認のできる書類等の提出が別途必要となることがあります。
- ※ 区市町村民税の課税額が確認できない保護者（世帯）については、補助金の交付ができません。令和 7 年 1 月 2 日以降に墨田区に転入された場合は、税の確認のできる書類等の提出が必要となることがあります。
- ※ 区市町村民税の所得割課税額は、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等の適用前の額となります。
- ※ 区市町村民税が課税されているひとり親世帯や同一世帯で障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯等につきましては、戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚受理証明書、障害者手帳等のいずれかの書類の写しを提出してください。
- ※ 新制度園（あづま、言問、向島文化、両国幼稚園）に在園・入園の場合は、保育料が 0 円のため、本補助金の対象外となります。

【問合せ先】 墨田区 子ども施設課 保育給付担当 電話：03-5608-1583（直通）